

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告します。

平成30年2月21日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 届出者の氏名及び住所
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 榎木野 仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：スーパーセンタートライアル武雄店
所在地：佐賀県武雄市朝日町大字甘久193-1 外
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,265㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年1月7日